



第8次寒川町高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)(案)

概要版

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント
(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和2年12月14日(月) ~ 令和3年1月12日(火)まで

○計画の概要

計画策定の目的

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることは、介護保険制度の重要な目的です。こうした中、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要です。その前提として、介護保険制度としても、特に介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められます。

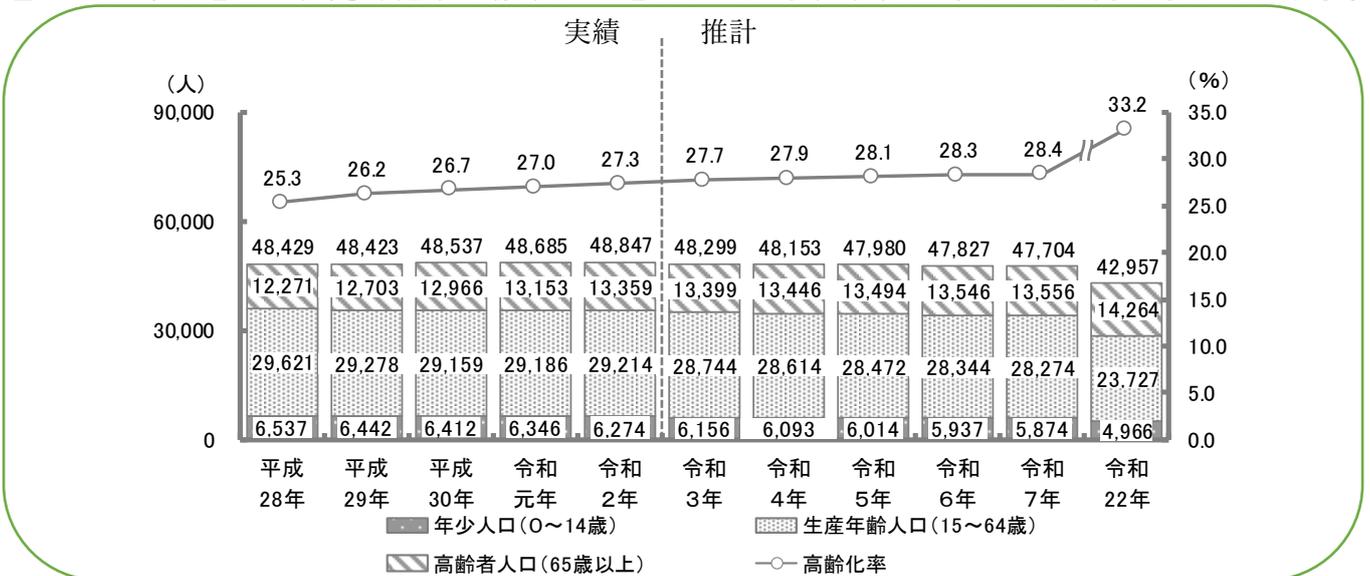
計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、第7次計画から引継ぎ、団塊の世代が75歳になる令和7(2025)年までの中長期的な視点に立った見通しを示しています。

○寒川町の現状

高齢者の現状

本町の総人口は、増減を繰り返しており、令和2年に48,847人となっています。一方で高齢者人口は年々増加し、高齢化率も緩やかに増加しており、令和2年に27.3%となっています。



資料：各年10月1日現在。令和2年までは「寒川町住民基本台帳」より。
令和3年以降は「寒川町総合計画2040」より推計。

★本資料は概要版です。各施設に配架の、もしくはweb(最終ページ参照)より全体資料をご覧ください。

地域を支える つながる力 さむかわ

1 地域包括ケアシステムの充実

高齢者の在宅生活の意向は高く、在宅で生活を持続するため、高齢者の生活を支える支援体制の構築が必要です。

- (1) 認知症施策の推進
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- (4) 地域ケア会議の推進

2 健康保持・介護予防の推進

健康でいきいきとした豊かな生活を実現するため、健康づくり支援、生きがいづくり支援や社会参加支援の充実に努めます。

- (1) 健康保持の推進
- (2) 介護予防の推進

3 高齢者の地域生活支援の充実

高齢者の権利擁護とともに虐待や差別の防止を図り、身近な地域で相談・支援が受けられる体制を整えます。

- (1) 情報提供・相談体制の充実
- (2) 日常生活の支援
- (3) 安心・安全の確保
- (4) 介護家族支援
- (5) 権利擁護

4 高齢者の社会参加の促進

高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら自らが支える側となって活躍できるよう、社会参加を促進する体制づくりを目指します。

- (1) 社会参加・交流の促進

5 介護保険サービスの適切な運営

介護給付の適正化等を進め、サービスの充実を図ります。また、介護を必要とする人だけでなく、その家族への支援を行い、在宅介護の充実を図ります。

- (1) 介護サービス・介護予防サービス
- (2) 地域支援事業
- (3) 必要なサービス量の確保及び質の向上
- (4) 円滑なサービスの提供

○要支援・要介護認定者の推移

本町の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、令和2年に2,011人となっています。

認定者数は、令和2年度で2,000人を超え、さらに令和7年度には2,400人を上回る見込みとなっています。認定率は令和7年度に17.3%と見込まれます。

区分	実績			推計			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
要支援1	216	219	234	241	249	262	280
要支援2	225	230	248	249	255	267	285
要介護1	413	445	468	484	503	526	567
要介護2	301	318	314	334	346	360	389
要介護3	271	247	264	270	279	293	315
要介護4	256	272	285	290	303	314	340
要介護5	183	174	198	200	206	215	231
計	1,865	1,905	2,011	2,068	2,141	2,237	2,407
認定率(%)※	14.1	14.2	14.8	15.0	15.5	16.2	17.3

※第2号被保険者を除く。

○施策の展開（抜粋）

資料：各年10月1日現在。令和2年までは「介護保険事業状況報告」より。令和3年以降は推計値。

1-（1）認知症施策の推進

専門の支援員の配置、早期発見・早期治療への支援や、かかりつけ医等の医療と多職種の連携も含めた、認知症高齢者を支える地域のネットワーク体制の整備・強化に取り組む、認知症総合支援事業を実施します。

2-（2）介護予防の推進

高齢者が自ら主体的に健康や介護予防へ取り組む意識を高められるよう、感染症の拡大防止に努めながら、予防施策をより一層推進します。

3-（1）情報提供・相談体制の充実

高齢者やその家族がサービスを十分に活用するために、サービスについての情報を行きわたらせ、各種相談に応じることのできる体制を充実します。

4-（1）社会参加・交流の促進

自らの経験と知識を活かした積極的な社会参加や、他者との交流など、活動の場や機会の提供に努め、高齢者の生きがいづくりを推進します。

5-（2）地域支援事業

地域の高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として地域支援事業を実施します。

全体資料の閲覧方法

「第8次寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）（案）」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。HP内で『第8次高齢者保健福祉計画』と検索。

- ◆ http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/fukushi/koreikaigo/koreifukushi/public_comment/12541.html

▶QRコードはこちら



※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

- ・町役場本庁舎2階情報公開コーナー
- ・町役場本庁舎1階高齢介護課窓口
- ・町民センターおよび分室
- ・北部文化福祉会館
- ・南部文化福祉会館
- ・健康管理センター
- ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)
- ・寒川総合図書館
- ・町ふれあいセンター
- ・町福祉活動センター

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ①郵送：下記宛先へ郵送ください。
- ②FAX：0467-74-5613
- ③メール：kourei@town.samukawa.kanagawa.jp

▶メールQRコードはこちら



- ④担当課へ持参

受付時間：土日祝日および年末年始を除き、
午前8時30分から午後5時15分まで

- ⑤資料配布閲覧場所にある意見募集箱へ直接

(宛先)：寒川町 福祉部 高齢介護課

(記入事項)

別添用紙の内容に沿ってご記入ください。メールによる回答など用紙を用いない場合は、ご住所等も含めて用紙と同内容を任意の様式でご記入ください。

(募集期間)

令和2年12月14日(月)～

令和3年1月12日(火)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「第8次寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。

個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し、「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町 福祉部 高齢介護課

介護保険担当・高齢福祉担当

住所 〒253-0196

寒川町宮山165番地

電話 0467-74-1111

FAX 0467-74-5613

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ